

曾爾村ファンクラブ宿泊割引利用者規約

- 第1条 曾爾村ファンクラブ事業「宿泊割引制度」を利用する者（以下「利用者」）は、曾爾村ファンクラブ本会員でなければならない。
- 第2条 宿泊の予約申込については、対象店舗に対して電話でおこなうものとする。その際会員番号と会員種別を宿泊事業者に対して口頭で明示した上で「曾爾村ファンクラブ宿泊割引制度」を利用する旨を伝えなければならない。
- 第3条 宿泊代金は後日公式 LINE から送られてくるリンクより決済を遅滞なく行わなければならない。曾爾村ファンクラブ事務局からの催促にも関わらず完全支払いを行っていない場合、予告なくキャンセル扱いとなる。利用者はこれに関する異議は一切することができない。
- 第4条 宿泊代金の割引は、一般会員は税込み価格から20%、特別会員は同30%割引とする。
- 第5条 利用者からの支払い後曾爾村ファンクラブ事務局は遅滞なく「宿泊予約表」を発行しなければならない。発行方法はLINE メッセージでの添付とする。
- 第6条 利用者の予約が宿泊日の31日以上前であった場合、曾爾村ファンクラブ事務局は利用者に対して「曾爾村ファンクラブ商品券」を発行しなければならない。発行金額は宿泊予約代金（税込）の20%とし、利用者が宿泊する当日までに該当宿泊施設に対して納品することとする。利用者は宿泊施設に対してファンクラブ商品券の受取りの意思を表示し、本券を受け取るができる。
- 第7条 「曾爾村ファンクラブ商品券」の使用期限は宿泊日翌日までであり、券面の裏に記載されている期限を変更することはできない。また、券の交換・譲渡・売買は禁止とし、違反した場合は会員権を喪失させた上、再入会を禁じる。
- 第8条 本事業に係る宿泊のキャンセル料については、クレジット決済金額に対して以下の割合を利用者より徴収するものとし、各宿泊事業者のキャンセルポリシーに則るものではない。
- | | |
|----------------------|------|
| 宿泊日不泊及び当日～宿泊日を含む7日前 | 100% |
| 宿泊日を含む8日前～宿泊日を含む15日前 | 50% |
| 宿泊日を含む16日目以前 | 0% |

但し、曾爾村内に気象警報（注意報では不可）が発令されている場合、または榛原・曾爾間（国道 369 号線の内）及び名張・曾爾間（県道 81 号線）が同時に通行止めになった場合は、会員から上記キャンセル料を徴収することはない。

第 9 条 キャンセルに係る事項（前第 8 条）を除く宿泊に係る契約については、各宿泊事業者の約款等を適用するものとする。

第 10 条 各宿泊事業者との係争について曾爾村ファンクラブ事務局は関与することはない、それに対して利用者は異議を唱えることはできない。

第 11 条 前条までに記載のない事項に関しては、曾爾村ファンクラブ事務局は利用者に著しい不利益が生じないように配慮しなければならないが、利用者は異議申し立てをおこなうことができない。

以上

令和 6 年 8 月 1 日 制定

曾爾村ファンクラブ事務局